

廃棄物の分別に関するお願い（北海道事業エリア）

中間貯蔵・環境安全事業
株式会社(JESCO)

JESCOでは、高濃度PCB廃棄物をドラム缶、もしくはペール缶に収納する際、原則として、下表に示す「種別」ごとに分別することをお願いしております。
【分別されていない場合、搬入後の処理効率が大幅に低下するとともに、トラブルの原因となります。】

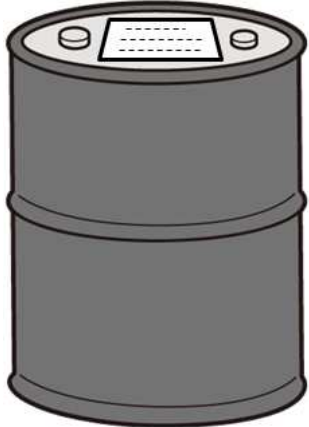
安定器等・汚染物種類	種別	イメージ写真	収納ルール
1. 蛍光灯安定器	A	 <p>蛍光灯安定器 防爆型安定器 水銀灯用安定器</p>	<p>左記の記号「A～J」ごとにドラム缶、ペール缶に収納してください。</p>  <p>※ドラム缶の色に指定はありません。</p> <p>E～J以降も同様</p>
2. 水銀灯用安定器	B		
3. 安定器（用途不明）			
4. 防爆型安定器			
5. 安定器用コンデンサ	C		
塩化ビニルで被覆されていないコンデンサ			
6. 小型電気機器（3kg未満）	D		
塩化ビニルで被覆されたコンデンサ（チューブラコンデンサ等）	E		
7. ネオントランス			
8. 感圧複写紙			
9. 感圧複写紙以外の紙			
10. ウェス			
11. 樹脂製容器			
12. その他			



容器への表示と例外としての混載搬入について

① 缶への表示方法と表示内容

【ドラム缶】



【パール缶】



【表示内容(すべての缶)】

- ・缶の中に入っている汚染物全ての記載をお願いします。
(例：安定器、小型電気機器、汚泥 等)
- ・漏れやしみがある場合、発生理由の記載もお願いします。(個数は記入しなくて可。)

【表示内容(混載缶)】

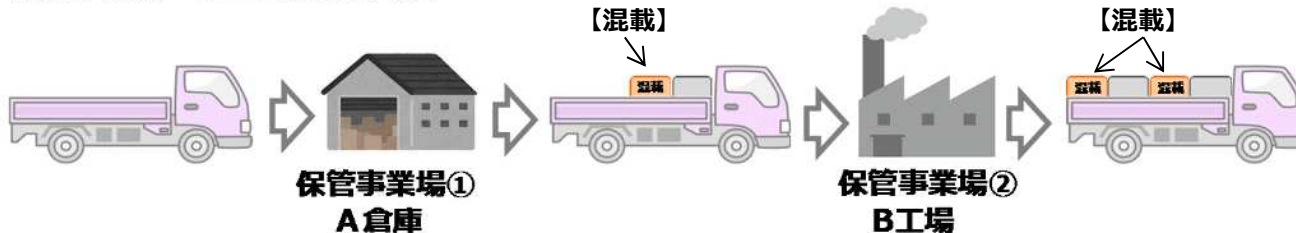
- ・混載缶の場合はそれぞれの汚染物重量が判れば記載をお願いします。

養生テープを貼った上から記入するか、各自で用意したA4サイズ以下の紙に内容物を書いて『天蓋』に貼ってください。

* 1 : 混載缶例外

同一事業者様の「複数の保管事業場」から搬出し、結果的に「混載缶が複数」となってしまうことについては、問題ありません。

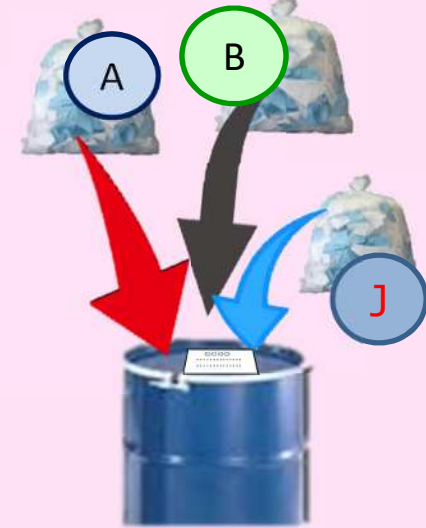
保管事業者：○△工業株式会社



② 混載を可能とする要件

(1) 1箇所の保管事業場でドラム缶又はパール缶、**1缶に限り混載可能***1。

(2) ④から⑩までの全ての種類を混載可能。
ただし、④から⑩は別々のビニール袋にて分別。



裏面あり

不明な点がございましたら、JESCO 営業担当までお問い合わせ下さい。【北海道PCB処理事業所営業課】

室蘭事務所 ☎ : 0143-23-7007
東京事務所 ☎ : 03-5765-1197
東京エリア分室 ☎ : 03-5765-1992